

澁川市新型インフルエンザ等対策行動計画

(案)

平成26年5月
(令和〇年〇月全面改定)

目次

はじめに.....	1
第1部 新型インフルエンザ等対策の基本事項.....	4
第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針.....	4
第1節 市行動計画の作成.....	4
第2節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	7
第3節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	9
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....	12
第2章 新型インフルエンザ等対策の基本項目.....	16
第1節 市行動計画における対策項目等.....	16
第3章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担.....	17
第1節 対策推進のための役割分担.....	17
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目.....	20
第1章 実施体制.....	20
目的.....	20
第1節 準備期.....	20
第2節 初動期.....	24
第3節 対応期.....	25
第2章 情報収集・分析.....	27
目的.....	27
第1節 準備期.....	27
第2節 初動期.....	28
第3節 対応期.....	29
第3章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	30
目的.....	30
第1節 準備期.....	30
第2節 初動期.....	33
第3節 対応期.....	35
第4章 まん延防止.....	37
目的.....	37
第1節 準備期.....	37
第2節 初動期.....	38
第3節 対応期.....	39
第5章 ワクチン.....	41
目的.....	41
第1節 準備期.....	41
第2節 初動期.....	43
第3節 対応期.....	44
第6章 保健.....	47
目的.....	47
第1節 準備期.....	47
第2節 初動期.....	48
第3節 対応期.....	49

第7章 物資.....	50
目的.....	50
第1節 準備期.....	50
第2節 初動期.....	51
第3節 対応期.....	52
第8章 住民生活及び地域経済の安定の確保.....	53
目的.....	53
第1節 準備期.....	53
第2節 初動期.....	55
第3節 対応期.....	56
用語集.....	59

はじめに

1 新型コロナウイルス感染症対応での経験

2019（令和元）年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、2020（令和2）年1月には我が国でも新型コロナウイルス感染症（COVID-19）¹（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認された。その後、同月には閣議決定による政府対策本部（新型コロナウイルス感染症対策本部）が設置され、同年2月には新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の立ち上げや「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定等が行われた。

同年3月には新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定が行われる等、特措法に基づき政府を挙げて取り組む体制が整えられ、渋川市（以下「市」という。）においても、渋川市新型コロナウイルス感染症・生活経済安定対策会議を設置した。

同年4月に市は、渋川市新型コロナウイルス感染症対策コールセンターや発熱スクリーニング外来を設置した。また、同月に本市において市内1例目の感染者が確認された。

その後、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、全市の危機管理として新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）を行い、令和3年2月からは、新型コロナワクチンの特例臨時接種を開始した。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した2023（令和5）年5月8日、新型コロナは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）上の5類感染症に位置付けることとされ、同日に政府対策本部及び基本的対処方針が廃止され、市においても渋川市新型コロナウイルス感染症・生活経済安定対策会議を廃止した。

今般、3年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が社会のあらゆる場面に影響し、住民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする住民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。

感染症危機の影響を受ける範囲についても、新型コロナ対応では全ての住民が様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。この間の経験は、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、全市の危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

そして、感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機が将来必ず到来することを改めて強く認識した。

2 新型コロナ対応で明らかになった課題

新型コロナ対応を渋川市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）の視点で見た際に、次の課題が明らかとなった。

¹ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

(1) 平時の備え

市行動計画は、2009（平成21）年の新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の経験も踏まえて、主として新型インフルエンザを想定して作成された計画となっていた。

そのため、今般の新型コロナのような、短期間で高頻度のウイルスの変異や対策が長期化した場合を想定した平時からの備えについての記載が十分ではなかった。

また、市行動計画が関係者に十分周知されていないことが明らかになり、実践的な訓練を通じた対策の事前点検・改善も十分に行われていなかった。

(2) 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応

市行動計画では、感染拡大が複数回にわたって起こることを想定していなかったため、柔軟かつ適切な対策の切替えに対応できなかった。

また、感染拡大防止と地域経済活動とのバランスについては、感染状況、病原性、ワクチン接種の普及等の状況の変化に合わせて調整していく必要があるが、このことが市行動計画には記載がなく、その結果、対策の在り方についての関係者のコンセンサスの形成や、対策に当たって留意すべき住民生活及び地域経済活動に関する事項等について整理が十分になされていなかった。

(3) 情報発信

感染症対策に当たっては、可能な限り科学的根拠に基づき、住民等に対する感染拡大防止のための情報発信や流行状況等の情報共有を行う必要があるが、情報発信・情報共有の体制・方法等の事前準備についての記載が十分でなかった。

また、発生初期には、感染者やその家族等に対する誹謗（ひぼう）中傷がなされるとともに、医療従事者やその家族に対する差別・偏見の発生、不安や恐怖から臆測・偏見・デマ等の発生、誤情報や偽情報の流通及びSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等において正確な情報と誤った情報が混在しつつあふれかえるインフォデミック²への対策が改めて課題として認識された。

3 目指すべき社会と目標

国の新型インフルエンザ等対策推進会議³では、新型コロナ対応で得られた経験と課題を踏まえ、次の感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要であり、こうした社会を目指すためには、

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ・ 住民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

の3つの目標を実現する必要があるとされた。

² 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。

³ 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議をいう。

4 市行動計画改定の目的

市行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るため、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）の改定を踏まえて全面改定された群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づき、市行動計画を全面改定するものである。

第1部 新型インフルエンザ等対策の基本事項

第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第1節 市行動計画の作成

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性⁴の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

特措法は、病原性⁵が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、都道府県、市区町村、指定（地方）公共機関⁶、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置（特措法第2条第3項に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置をいう。以下同じ。）、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等とあいまって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等⁷は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、① 新型インフルエンザ等感染症、② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）及び③ 新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）である。

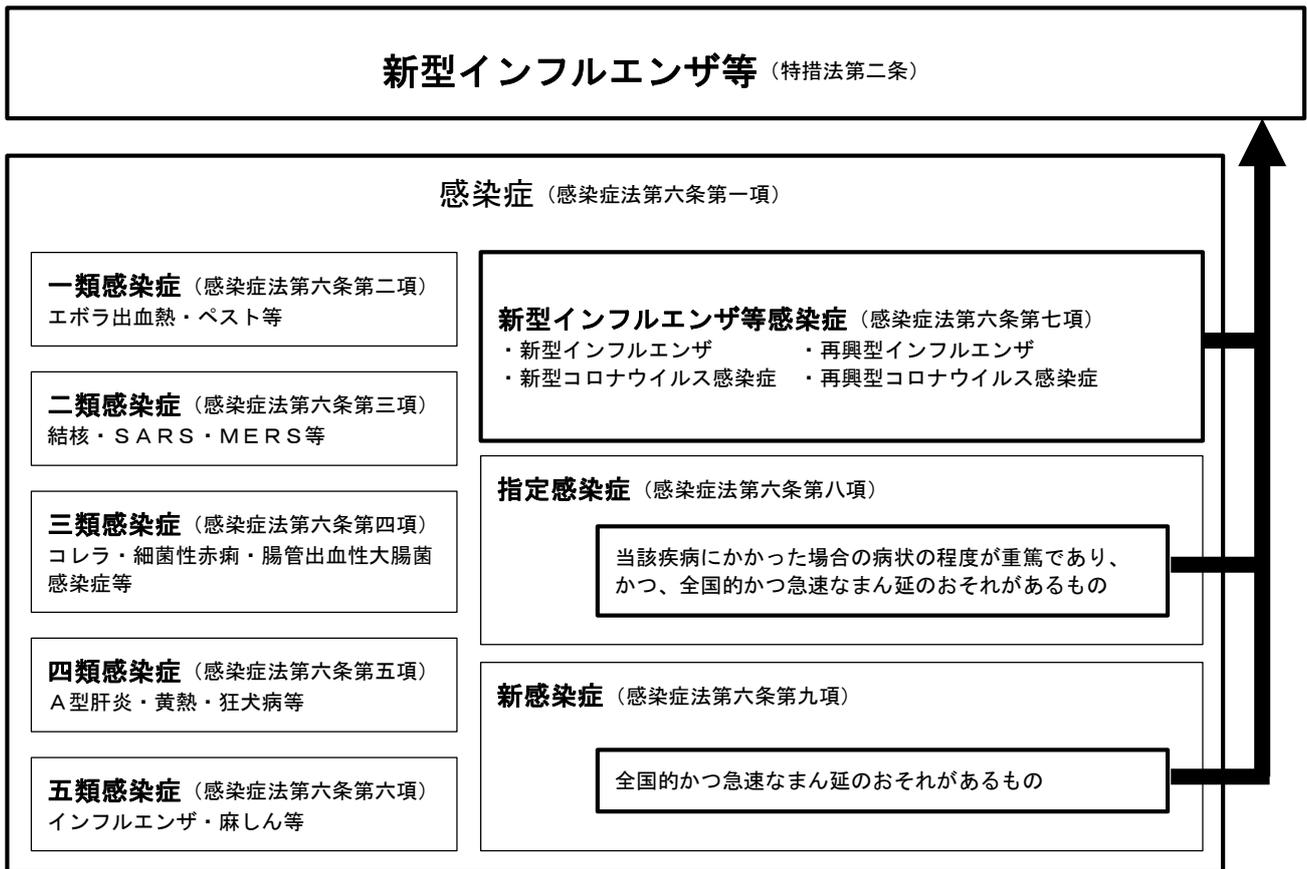
⁴ 「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

⁵ 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

⁶ 特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関で、電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されており、新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

⁷ 特措法第2条第1号

図1：市行動計画で用いる感染症の分類



新型インフルエンザ (感染症法第六条第七項第一号)

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

再興型インフルエンザ (感染症法第六条第七項第二号)

かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

新型コロナウイルス感染症 (感染症法第六条第七項第三号)

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

再興型コロナウイルス感染症 (感染症法第六条第七項第四号)

かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

指定感染症 (感染症法第六条第八項)

既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、感染症法第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの。

新感染症 (感染症法第六条第九項)

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

2 市行動計画の作成

2012（平成24）年4月に新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の教訓等を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるため特措法が制定され、国は、特措法第6条の規定に基づき、2013（平成25）年に政府行動計画を作成し、これを受けて、2013（平成25）年12月に群馬県（以下「県」という。）は、同法第7条の規定に基づき、県行動計画を作成した。市においても、特措法第8条の規定に基づき、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を踏まえ、2014（平成26）年5月に市行動計画を新たに策定した。

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を示すとともに、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、市は、定期的な検討を行い、適時適切に市行動計画の変更を行うものとする。

3 市行動計画等の実効性確保

市行動計画の実効性を確保するためには、訓練の実施等により得られた改善点や、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて市行動計画や関連マニュアル等について必要な見直しを行うことが重要である。

こうした観点から、市行動計画や関連マニュアル等に基づく取組や新型インフルエンザ等対策に係る人材育成や人材確保の取組について、有識者等の意見も聴きながら、毎年度定期的なフォローアップと取組状況の見える化を行う。

見える化した結果は、「渋川市新型インフルエンザ等対策推進会議」⁸（以下「市対策推進会議」という。）に報告し、評価・検証を行い、PDCAサイクル⁹による市行動計画に基づく取組等の改善を図っていく。

定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況、県行動計画の改定状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに市行動計画の改定について必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に市行動計画等を検証し、必要な見直しを行う。

⁸ 渋川市新型インフルエンザ等対策推進会議設置要綱

⁹ Plan（計画）→Do（実施）→Check（検証）→Action（改善）により業務管理を行い、継続的に事業や施策の改善を図る方法。

第2節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。

また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、本市への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、住民の生命及び健康、住民生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等については、長期的には、住民の多くが患うおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティ（許容量）を超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある¹⁰。

目的1 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。

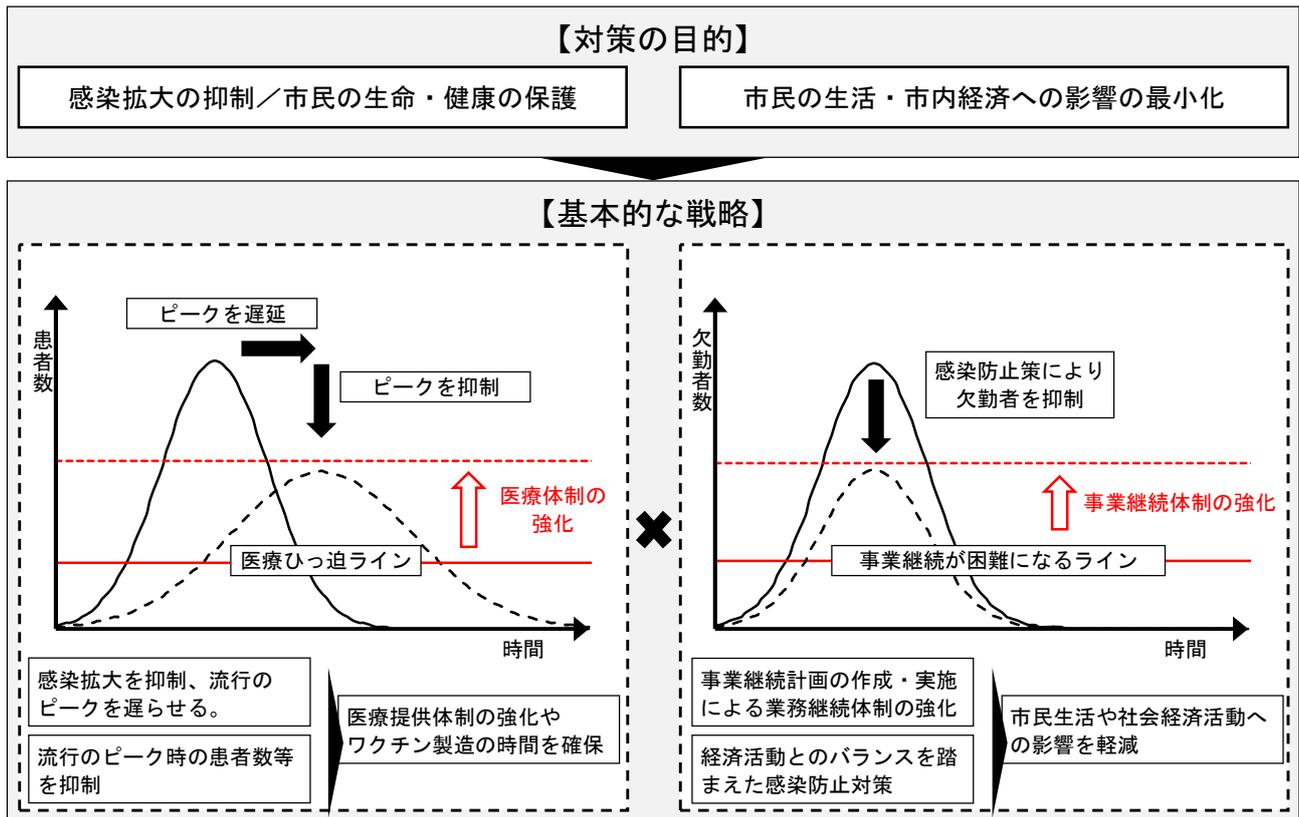
- 戦略
- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療提供体制のキャパシティ（許容量）を超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

目的2 住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- 戦略
- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、住民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
 - ・ 住民生活及び地域経済の安定を確保する。
 - ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
 - ・ 業務継続計画（BCP）の作成や実施等により、医療の提供に関係する業務又は住民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

¹⁰ 特措法第1条

図2：新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略



第3節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえ、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市においては、科学的知見及び国の方針等も踏まえ、本市の地理的な条件、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制等も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、以下の「1 準備期」から「3 対応期」までに記載した内容を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。（具体的な対策については、第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目」において記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性¹¹等）、流行の状況、地域の実情等を踏まえ、人権への配慮、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが住民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛、施設の使用制限等、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせることで総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のみならず、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、住民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や住民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特に、ワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

¹¹ 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

1 準備期

○発生前の段階

必要な感染症対策物資等の備蓄、ワクチンの供給体制の整備、住民に対する啓発や企業による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

2 初動期

○国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部（新型インフルエンザ等対策本部）が設置されて基本的対処方針（特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実、対処に関する全般的な方針及び対策の実施に関する重要事項を定めたもの。以下同じ。）が定められ、これが実行されるまでの間）

直ちに初動対応の体制に切り替える。

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入、そして、市内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということをも前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、市内の万全の態勢を構築するためには、県及び関係機関と早期からの情報共有等を行い、速やかに感染症対応を行うことができる体制の構築準備を行い、感染拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要である。

3 対応期

基本的対処方針が実行されてから以降の段階

対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう、以下の区分を想定する。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

○封じ込めを念頭に対応する時期

病原性に応じて、県が実施する感染リスクのある者の不要不急の外出の自粛要請等への協力や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。

○病原体の性状等に応じて対応する時期

国の方針を踏まえ、県及び事業者等と相互に連携して住民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

○ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

○特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的には、流行状況が収束¹²し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

¹² 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、市又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（1） 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、市は、以下のアからオまでの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

イ 迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が市内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、速やかに市として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

ウ 関係者や住民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や住民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

エ リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション¹³等について平時からの取組を進める。

オ 負担軽減、情報の有効活用及び国、県、市の連携等のためのDXの推進や人材育成等

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国及び県との連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成、国及び県との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

¹³ リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

市が行う対策は、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により住民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下のアからオまでの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、住民の生命及び健康の保護と住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めた国や県のリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集等の仕組みを構築する。

イ 医療提供体制と住民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。国や県のリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切な感染拡大防止措置等が必要となる。その際、影響を受ける住民や事業者を含め、住民生活及び社会経済等に与える影響にも十分留意する。

ウ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

エ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

オ 住民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、住民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こども¹⁴を含め様々な年代の住民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有を行い、適切な判断や行動を促せるようにする。特に国や県がまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける住民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、周知に協力する。

¹⁴ 市行動計画では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(2021年12月21日閣議決定)に倣い、法令上の用語等を除き、「こども」という表記を使用する。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、住民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする¹⁵。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、住民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗（ひぼう）中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても住民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

渋川市インフルエンザ等対策本部¹⁶（以下「市対策本部」という。）は、府県対策本部及び県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する¹⁷。

(5) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の確認等を進め、避難所施設の確保等を進めるとともに、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整備する。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(6) 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

(7) 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

市行動計画は、新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

¹⁵ 特措法第5条

¹⁶ 特措法第34条

¹⁷ 特措法第36条第2項

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

市及び住民等が幅広く対応に関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図る。

(8) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。

市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

第2章 新型インフルエンザ等対策の基本項目

第1節 市行動計画における対策項目等

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」こと及び「住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、県及び市、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の8項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ④ まん延防止
- ⑤ ワクチン
- ⑥ 保健
- ⑦ 物資
- ⑧ 住民生活及び地域経済の安定の確保

なお、政府行動計画及び県行動計画における、サーベイランス、水際対策、医療、治療薬・治療法、検査の対策項目については、国又は県が主要な実施主体となることから、市行動計画においては、その記載を省略するが、国又は県から対策実施にかかる協力を求められた場合や市における対応が必要になった場合は、市は可能な範囲で対応を行う。

第3章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

第1節 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する¹⁸。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める¹⁹とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める²⁰。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議²¹（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議²²の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関²³は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針²⁴（特措法第18条第1項に規定する基本的対処方針をいう。以下同じ。）を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關した確な判断と対応が求められる。

¹⁸ 特措法第3条第1項

¹⁹ 特措法第3条第2項

²⁰ 特措法第3条第3項

²¹ 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）に基づき開催。

²² 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催。

²³ 災害対策基本法第2条第3号

²⁴ 基本的対処方針においては、新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実、当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針及び新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項を定める。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

3 市の役割

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する²⁵。

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

こうした取組においては、平時から関係者が一体となって、新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、P D C Aサイクルに基づき改善を図る。

4 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や个人防护具を始めとした必要となる感染症対策物資等²⁶の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者等の診療体制を含めた業務継続計画の策定及び各種会議等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

5 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき²⁷、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生

²⁵ 特措法第3条第4項

²⁶ 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（薬機法第2条第4項に規定する医療機器）、个人防护具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

²⁷ 特措法第3条第5項

時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める²⁸。

7 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる²⁹ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

8 住民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める³⁰。

²⁸ 特措法第4条第3項

²⁹ 特措法第4条第1項及び第2項

³⁰ 特措法第4条第1項

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目

第1章 実施体制

目的

感染症危機は、住民の生命及び健康や住民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、社会全体の危機管理の問題として取り組まれる必要がある。国、県、市、国立健康危機管理研究機構（J I H S）、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、関係機関とも協調しながら、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関は、相互の役割を整理するとともに、緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を通じて対応能力を高めておく必要がある。市は、新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析に基づき、感染症危機の状況並びに住民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を見直すとともに、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護し、住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

第1節 準備期

1 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を作成・変更する。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く³¹。（健康増進課）
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。市の業務継続計画については、県の業務継続計画との整合性にも配慮しながら作成する。（全庁、健康増進課）
- ③ 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例で定める³²。（健康増進課）
- ④ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、平時から研修や訓練等を実施する。（全庁、健康増進課）
- ⑤ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の育成等を行う。（健康増進課）
- ⑥ 市は、市対策推進会議を開催し、事前準備の進捗を確認し、関係各課における認識の共有を図るとともに、各課間の連携を確保しながら、庁内一体となった取組を推進する。（全庁、健康増進課）

³¹ 特措法第7条第3項及び第9項並びに第8条第7項及び第8項

³² 特措法第26条及び第37条

2 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画並びに市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。（関係課、危機管理室、健康増進課）

3 国、県及び市等の連携の強化

- ① 市は、国、県及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。（関係課、危機管理室、健康増進課）
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、市内の業界団体や医療関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。（関係課、危機管理室、健康増進課）
- ③ 市は、第3節（対応期）に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。（健康増進課）

4 市の組織体制及び各部署の役割分担

市は、新型インフルエンザ等発生時に迅速に対応を行うため、新型インフルエンザ等対策の体制（図3）及び新型インフルエンザ等対策にかかる各部署の主な役割（表1）を定める。（全庁）

図3：新型インフルエンザ等対策の体制

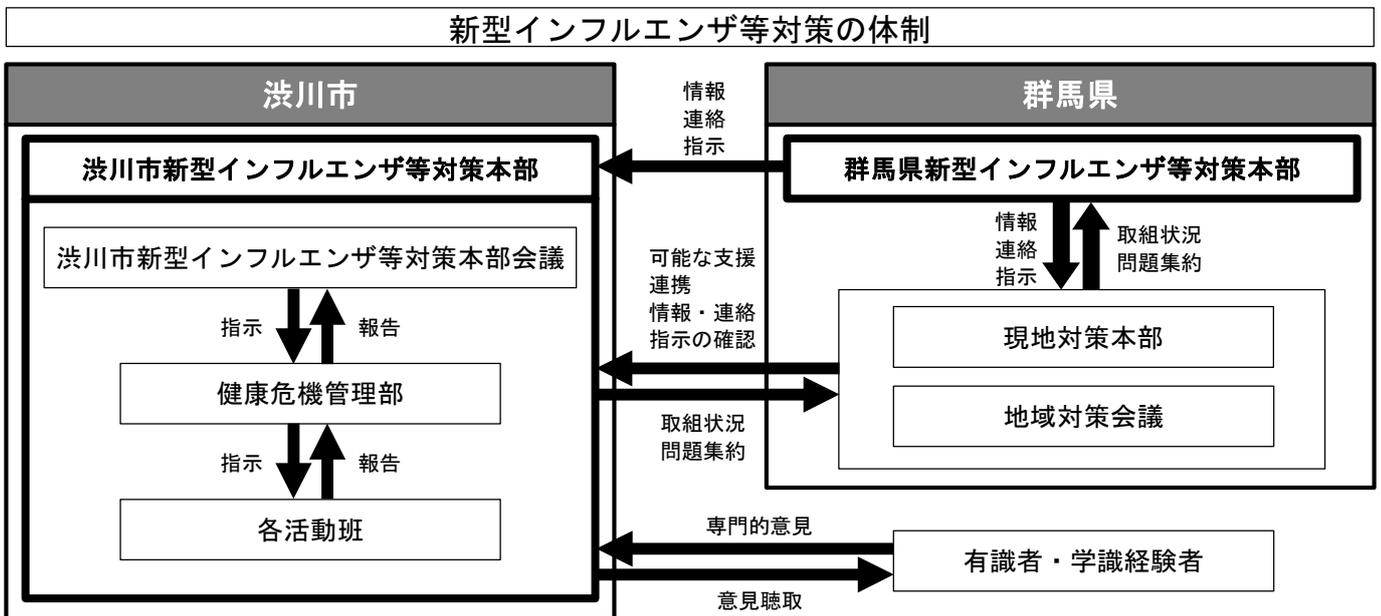


表1：新型インフルエンザ等対策にかかる各部局の主な役割

部局等	主な役割
共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の業務継続に関する事 ○ 所管施設の感染症対策及び使用制限に関する事
総合戦略部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報及び公聴に関する事 ○ 予算の確保に関する事
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の感染症対策及び心身のケアに関する事 ○ 人員の応援態勢の調整に関する事
情報防災部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危機管理の総合調整に関する事 ○ 物資及び資材の備蓄に関する事
市民環境部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 埋火葬に関する事 ○ 廃棄物管理、適正処理に関する事 ○ 林業事業者への支援及び情報提供に関する事 ○ 自治会等への支援及び情報提供に関する事 ○ 市内在住外国人への支援及び情報提供に関する事
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者及び障害者等への支援及び情報提供に関する事 ○ 要配慮者への生活支援に関する事 ○ 社会福祉協議会との連携及び情報提供に関する事 ○ 生活支援を要する者への支援に関する事
育都推進部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症対策の総合調整に関する事 ○ 市民への情報提供及び啓発に関する事 ○ ワクチンの接種に関する事 ○ 国、県及び指定（地方）公共機関との連携に関する事 ○ 医療関係機関との連携に関する事 ○ 感染症の発生状況の把握に関する事 ○ 物資及び資材の備蓄に関する事 ○ 妊婦及び乳幼児等への支援及び情報提供に関する事 ○ 臨時遺体安置所に関する事
産業観光部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商工業者への支援及び情報提供に関する事 ○ 観光業者への支援及び情報提供に関する事 ○ 生活関連物資等の価格の安定等に関する事 ○ 企業の事業活動の自粛等に関する事 ○ 農業・漁業事業者への支援及び情報提供に関する事
建設交通部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通機関の確保及び利用の自粛に関する事
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上下水道事業の確保に関する事
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症対策に必要な現金の調達及び保管出納に関する事

部局等	主な役割
教育部	○ 学校等における感染予防に関すること ○ 学校等における休業に関すること ○ 学校等における新型インフルエンザ等発症者及び疑似症者に対する人権擁護に関すること
議会 事務局	○ 市議会の感染症対策に関すること
監査委員 事務局	○ 他の部局の応援に関すること
農業委員 会事務局	○ 他の部局の応援に関すること

第2節 初動期

1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 市は、市対策推進会議を開催し、以後の新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。(健康増進課)
- ② 市は、政府対策本部及び県対策本部設置後において、必要に応じて市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。(健康増進課)
- ③ 市は、県現地対策本部に参加し、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。(健康増進課)
- ④ 市は、必要に応じて、第1節(準備期)の対応を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。(全庁、健康増進課)

2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援³³を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する³⁴ことを検討し、所要の準備を行う。(関係課、財政課)

³³ 特措法第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

³⁴ 特措法第70条の2第1項

第3節 対応期

1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部及び県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

(1) 市対策本部の設置

- ① 市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する³⁵。(健康増進課)
- ② 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。(全庁、人事課、健康増進課)
- ③ 市は、県現地対策本部と連携を図り、新型インフルエンザ等対策を進める。(健康増進課)

(2) 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援³⁶を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保³⁷し、必要な対策を実施する。(関係課、財政課)

(3) 国及び県による総合調整

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために県から総合調整³⁸及び指示³⁹があった場合、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要と認めるときは、総合調整に応じるとともに指示に従う。(関係課、危機管理室、健康増進課)
- ② 市は、特に必要があると認めるときは、県に対し、県及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請⁴⁰する。(健康増進課)
- ③ 市は、特に必要があると認めるときは、県に対し、政府に指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める⁴¹。(健康増進課)

(4) 市による総合調整等

- ① 市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う⁴²。(健康増進課)

³⁵ 特措法第34条

³⁶ 特措法第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

³⁷ 特措法第70条の2第1項

³⁸ 特措法第24条第1項

³⁹ 特措法第33条第2項

⁴⁰ 特措法第36条第2項

⁴¹ 特措法第36条第3項

⁴² 特措法第36条第1項

- ② 市は、緊急事態措置に関する総合調整を行うため必要があると認めるときは、県に対し、市の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求める⁴³。(健康増進課)
- ③ 市は、緊急事態措置に関する総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める⁴⁴。(健康増進課)
- ④ 市は、市の教育委員会に対し、市の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める⁴⁵。(健康増進課)
- ⑤ 市は、市の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県に対し、県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な要請を行う⁴⁶。(健康増進課)

(5) 職員の派遣、応援の要請

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策の実施のため必要がある場合は、県を経由して、国に職員の派遣要請を行う⁴⁷。(人事課、健康増進課)
- ② 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する⁴⁸。(人事課、健康増進課)
- ③ 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村⁴⁹又は県⁵⁰に対して応援を求める。(人事課、健康増進課)

2 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する⁵¹。(健康増進課)

⁴³ 特措法第36条第4項

⁴⁴ 特措法第36条第5項

⁴⁵ 特措法第36条第6項

⁴⁶ 特措法第36条第7項

⁴⁷ 特措法第26条の6

⁴⁸ 特措法第26条の2

⁴⁹ 特措法第26条の3第2項

⁵⁰ 特措法第26条の4

⁵¹ 特措法第25条、特措法第37条

第2章 情報収集・分析

目的

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて住民生活及び地域経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析を行うことが重要である。

そのため、市は、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、市は、国及び県の感染症にかかる情報収集・分析の結果、リスク評価及び住民生活や地域経済に関する情報等を収集し、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替えを行う。

第1節 準備期

1 実施体制

- ① 市は、有事に備え、国及び県から共有される情報収集・分析の結果に加え、利用可能なあらゆる情報源からの体系的かつ包括的な感染症に関する情報の収集について、平時から体制を整備する。(健康増進課)
- ② 市は、住民生活及び地域経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。(健康増進課)

2 訓練の実施

市は、国や県と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。(健康増進課)

3 情報漏えい等への対策

市は、公表前の情報や個人情報等の漏えい等への対策のため、情報セキュリティの強化や事案が発生した場合の対応手順について整理する。整理に当たっては、情報連携等を行っている関係機関等とも対応手順を調整するよう留意する。(総務課、行革・DX推進課、健康増進課)

第2節 初動期

1 実施体制

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、速やかに当該感染症に関する情報収集・分析の実施体制を確立する。(健康増進課)

2 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

市は、県と連携し、国のリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。(健康増進課)

3 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

市は、新たな感染症が発生した場合は、情報収集・分析から得られた情報や対策について、住民等に迅速に提供・共有する。(健康増進課)

第3節 対応期

1 実施体制

市は、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じ、情報収集・分析の方法や実施体制を柔軟に見直す。(健康増進課)

2 情報収集・分析手法の検討及び実施

市は、特に市内における感染が拡大した際に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置が適用される可能性を想定し、住民生活及び地域経済に関する情報収集・分析を強化し、感染症危機が住民生活及び地域経済等に及ぼす影響を把握する。(健康増進課)

3 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

市は、国や県から提供されるリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。(健康増進課)

4 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

市は、国及び県から提供される国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、住民等に迅速に提供・共有する。(健康増進課)

第3章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

目的

感染症危機においては、様々な情報が錯綜（さくそう）しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、市は、住民にとって最も身近な行政主体として、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があると、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供することが重要である。また、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、住民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、住民等が適切に判断・行動できるようにする必要がある。

このため、市は、平時から、住民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

また、市は、有事には、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、住民等の不安の解消等に努める。

第1節 準備期

1 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

(1) 感染症に関する情報提供・共有

① 市は、平時から国及び県と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、住民等の理解を深めるため、マスメディアを含む各種媒体により、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う⁵²。なお、情報提供・共有の際には、より多くの住民等に効果的に情報を届けることができるよう、SNS等を始めとした新たな情報伝達媒体も活用する等、柔軟に対応する。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、住民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。(健康増進課)

② 市は、地域の特産品やランドマーク、なじみのあるキャラクター等をメッセージや情報提供・共有の方法に取り込むことで、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う工夫を検討する。(健康増進課)

③ 保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等は県と

⁵² 特措法第13条第1項

連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対しても分かりやすい情報提供・共有を行う。(地域包括ケア課、高齢者安心課、介護保険課、こども政策課、こども支援課、保育所・こども園、健康増進課、教育総務課、学校教育課、幼稚園・こども園)

(2) 偏見・差別等を未然に防止するための啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する⁵³。(広報室、政策戦略課、健康増進課、生涯学習課)

(3) 偽・誤情報への対処法の啓発や科学的知見等に基づいた情報の提供

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、更にSNS等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI(人工知能)技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、住民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、住民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。(広報室、政策戦略課、健康増進課、教育総務課、学校教育課)

2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

市は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて住民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、関係部局と連携して情報提供・共有する媒体や方法について整理する。(市民協働推進課、地域包括ケア課、こども政策課、こども支援課、健康増進課)
- ② 市は、平時から、県と連携し、市内在住外国人等のコミュニティー等の把握に努めるとともに、効果的な情報提供・共有の媒体や方法を検討する。(市民協働推進課、健康増進課)
- ③ 市として一体的かつ整合的ないわゆるワンボイス⁵⁴での情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備するとともに、関係部局間で情報提供・共有の方法等を整理する。(関係課、健康増進課)
- ④ 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、住民等に対し、情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。(健康増進課)

⁵³ 特措法第13条第2項

⁵⁴ ワンボイスの原則とは、スポークスパーソンを一人に限定することではなく、危機管理を担う多様な情報源からであっても一貫した情報提供・共有をすること。

- ⑤ 市は、国が示す感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。(健康増進課)
- ⑥ 市は、国及び県の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた情報提供・共有の体制を整備する。(健康増進課)
- ⑦ 市は、新型インフルエンザ等が発生した際、県が実施する新型インフルエンザ等の患者等に対する健康観察及び外出自粛要請に協力等するため個人情報の提供に係る覚書等を締結し、県との連携体制を整備する。(健康増進課)

(2) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。(健康増進課)
- ② 市は、新型インフルエンザ等発生時に、住民等からの相談に応じるため、国又は県から要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。(健康増進課)
- ③ 市は、住民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、関係部局と連携してリスクコミュニケーションの手法の充実や改善に努める。(関係課、健康増進課)

第2節 初動期

1 情報提供・共有について

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

① 市は、住民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、国や県等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、県内外における発生状況、有効な感染防止策等について、感染症に関する全体像が分かるよう、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、市は、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やとるべき行動等その対策等について、マスメディアやSNSの活用により、住民等に対して効果的に周知を行い、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、住民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。（広報室、市民協働推進課、地域包括ケア課、高齢者安心課、こども政策課、こども支援課、健康増進課、教育総務課、学校教育課）

- ② 市は、住民等の情報収集の利便性向上のため、新型インフルエンザ等にかかる関係部局の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイトを立ち上げる。（関係課、広報室、健康増進課）
- ③ 市は、国及び県が発信する感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、住民等に分かりやすく情報提供・共有を行う。（健康増進課）
- ④ 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、本格的にリスクコミュニケーションの体制を強化し、住民等に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。（関係課、健康増進課）
- ⑤ 市は、国が示す感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。（健康増進課）
- ⑥ 市は、県が実施する、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法、有症状者等からの相談に対応する相談センター等の周知・広報について協力する。（健康増進課）
- ⑦ 市は、準備期に締結した県との覚書に基づき、必要に応じて、県に新型インフルエンザ等の患者等の個人情報の提供を求める。（健康増進課）

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、県と連携し、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。（関係課、健康増進課）

- ② 市は、国又は県からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。コールセンター等に寄せられた質問事項等から、住民等の関心事項等を整理し、関係部局で共有を行うことで、情報提供・共有する内容に反映する。(健康増進課)
- ③ 市は、必要に応じて、日本語能力が十分でない外国人に対応するため、ワンストップで総合相談対応を行う窓口の設置について検討する。(市民協働推進課、健康増進課)

(3) 偏見・差別等への行動変容を促す啓発や科学的知見等に基づいた情報の提供

市は、偏見・差別等を防止するために、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有することで、行動変容⁵⁵を促す啓発を行う。

あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、住民等に周知する。

また、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、住民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。(広報室、政策戦略課、健康増進課、生涯学習課)

⁵⁵ 行動変容とは、人の考え方(意識)が変化することで行動や習慣が変わり、それが定着していく一連のプロセスをいう。

第3節 対応期

1 情報提供・共有について

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、住民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、初動期に引き続き、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、国や県等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づく、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしなが、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。（広報室、健康増進課）
- ② 市は、初動期に引き続き、住民等の情報収集の利便性向上のため、新型インフルエンザ等にかかる関係部局の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイト運営する。（関係課、広報室、健康増進課）
- ③ 市は、初動期に引き続き、国や県と連携して、住民等に対し、感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。（広報室、健康増進課）
- ④ 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、初動期に強化したリスクコミュニケーションの体制を継続し、住民等に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。（関係課、健康増進課）
- ⑤ 市は、国が示す感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。（健康増進課）
- ⑥ 市は、県が実施する、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含む医療機関への受診方法等の周知・広報に協力する。（健康増進課）
- ⑦ 市は、発熱外来の受診方法の変更（相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みへの変更等）に関する住民等への周知・広報について、県と連携・協力して行う。（健康増進課）
- ⑧ 市は、県との覚書に基づき、患者等に対する健康観察及び外出自粛要請等への協力又は人権侵害や風評被害の発生の防止等に必要があると認めるときは、県に患者等の個人情報の提供を求める。（健康増進課）

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、初動期に引き続き、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。（関係課、健康増進課）
- ② 市は、国又は県からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。コールセンター等に寄せられた質問事項等から、住民や事業者等の関心事項等を整理し、関係部局で共有を行うことで、情報提供・共有する内容に反映する。（健康増進課）
- ③ 市は、初動期に引き続き、必要に応じて、日本語能力が十分でない外国人に対応するため、ワンストップで総合相談対応を行う窓口を設置する。（市民協働推進課、健康増進課）

(3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、初動期に引き続き、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市及びNPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、住民等に周知する。

また、その状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、住民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。(広報室、政策戦略課、健康増進課、生涯学習課)

第4章 まん延防止

目的

まん延防止は、新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、住民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。

市は、平時には、住民に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及及び住民や事業者等の理解促進に取り組む。有事には、適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。このため、医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、まん延防止等重点措置や緊急事態措置が実施されることとなる。

特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、市は、国・県と連携しながら、対策の効果と影響を総合的に勘案し、感染状況等の変化に応じて対策の見直しを機動的に行うことが重要である。

第1節 準備期

1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

- ① 市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、住民の生命及び健康を保護するためには住民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。(健康増進課)
- ② 市及び学校等は、平時から、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(こども政策課、こども支援課、保育所・こども園、健康増進課、教育総務課、学校教育課、幼稚園・こども園)
- ③ 市は、学校の臨時休業等の要請がなされた場合におけるこどもの居場所を確保するために、放課後児童クラブ等の事業者と意見交換や必要な調整を行う。(こども支援課)

第2節 初動期

1 市内でのまん延防止対策の準備

- ① 市は、県と連携し、市内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、患者への対応や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請及び健康観察への協力等）の確認を進める。（健康増進課）
- ② 市は、国や県から、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報等の分析やリスク評価に基づく、有効なまん延防止対策に資する情報が提供されたときは、速やかに関係機関に共有し、周知を行う。（健康増進課）
- ③ 市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。（全庁）

第3節 対応期

1 まん延防止対策の内容

まん延防止対策として実施する対策の選択肢としては、以下のようなものがある。

市は、国及び県による情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び住民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。

なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、住民生活及び社会経済活動への影響も十分考慮する。

(1) 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

○外出等に係る要請等

市は、地域の感染状況に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛の呼び掛け等を行う。

また、市は、県が、まん延防止等重点措置として、重点区域⁵⁶において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請⁵⁷や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請⁵⁸を行った場合は、県と連携し、住民等へ要請内容の周知等を行う。(健康増進課)

○基本的な感染対策に係る勧奨等

市は、引き続き、住民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。(こども政策課、こども支援課、保育所・こども園、健康増進課、産業政策課、教育総務課、学校教育課、幼稚園・こども園)

(2) 事業者や学校等に対する要請

○営業時間の変更や休業要請等

市は、県が、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請⁵⁹や、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設⁶⁰を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請⁶¹を行った場合、市内の対象事業を行う者及び施設管理者等へ要請内容の周知を行うとともに、市が運営する施設等における使用制限（営業等時間の

⁵⁶ 特措法第31条の6第1項第2号に規定するまん延防止等重点措置を実施すべき区域をいう。

⁵⁷ 特措法第31条の8第2項

⁵⁸ 特措法第45条第1項

⁵⁹ 特措法第31条の8第1項

⁶⁰ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第11条に規定する施設に限る。

⁶¹ 特措法第45条第2項

変更、人数制限、停止（休業）等）の検討を行う。（施設所管課、健康増進課、産業政策課、観光課）

（3） その他の事業者に対する要請

- ① 市は、国及び県と連携し、事業者に対して、職場における感染対策の徹底及び従業員に対する基本的な感染対策等を勧奨する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を依頼する。（環境森林課、健康増進課、産業政策課、観光課、農政課）
- ② 市は、必要に応じて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう呼びかけを行う。（地域包括ケア課、高齢者安心課、介護保険課、健康増進課）
- ③ 市は、県からの要請を受けて、保有する公共施設等における基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定を行うほか、必要に応じてその内容の見直しを行う。（施設所管課、健康増進課）
- ④ 市は、必要に応じて、感染のリスクが高まっている地域への出張の延期・中止の呼び掛けを行う。（健康増進課、産業政策課）
- ⑤ 市は、事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組を検討する。（関係課、環境森林課、産業政策課、観光課、農政課）

（4） 学級閉鎖・休校等の要請

- ① 市は、国及び県から情報提供・共有される感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、学校・保育施設等に対し、感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。
また、市は、国及び県の要請を受けて、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業⁶²（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行う。（保育所・こども園、健康増進課、教育総務課、学校教育課、幼稚園・こども園）
- ② 市は、学校の臨時休業等により影響を受けるこどもの居場所を確保するために、国及び県の要請並びに地域の感染状況等に応じて、準備期の取組に基づいて放課後児童クラブ等の開所等について必要な措置を行う。（こども支援課）

2 市内の感染状況等に応じた対策の検討

市は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報を踏まえ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る県への要請を検討する。

また、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言に至らない場合であっても、感染状況を住民や事業者等に可能な限り分かりやすく情報提供・共有することは、まん延防止対策の効果を高めるために重要である。

県において、県内の感染状況等について独自の指標等を用いて、段階（警戒度等）が示されることとなった場合には、当該段階を住民等に周知すること等により、効果的に市内の感染防止対策を実施する。（関係課、健康増進課）

⁶² 学校保健安全法第20条

第5章 ワクチン

目的

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、住民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、新型インフルエンザ等の発生時に安全で有効なワクチンが迅速に供給されるよう、平時から、緊急時におけるワクチンの供給体制を把握しておくことが重要であり、国、県及び市は、医療機関、事業者、関係団体等とともに平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

また、有事には、あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施するとともに、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行うことで、柔軟な運用を行えるようにする。

なお、市は、ワクチン接種後に生じた症状等についても適切な情報収集を行うとともに、県や関係機関と連携し、健康被害救済手続きが迅速に進められるよう、体制を整える。

第1節 準備期

1 ワクチンの接種に必要な資材の把握

市は、ワクチンの接種に必要な注射針やシリンジ等の資材について、平時から確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備するとともに、県と連携して、市内在庫の量及び新型インフルエンザ等の発生時に確保可能な数量の見込みを把握する。(健康増進課)

2 ワクチンの供給体制

① 市は、県及び関係団体等と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、以下のアからウまでの体制を構築する。(健康増進課)

ア 管内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制

イ ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法

ウ 県との連携の方法及び役割分担

② 市は、管内にワクチンを配送する事業者を把握するほか、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定する。(健康増進課)

3 接種体制の構築

(1) 接種体制

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。(健康増進課)

(2) 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。

このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種⁶³の対象となり得る職員等に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(健康増進課)

(3) 住民接種

市は、国が整理した住民接種の接種順位の基本的な考え方を踏まえ、平時から以下のアからウまでのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。(健康増進課)

ア 市は、国等の協力を得ながら、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る⁶⁴。

イ 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

ウ 市は、国の技術的な支援を受け、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

4 情報提供・共有

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、住民等の理解促進を図る。(健康増進課)

⁶³ 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、

①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

⁶⁴ 予防接種法第6条第3項

第2節 初動期

1 ワクチンの接種に必要な資材の確保

- ① 市は、注射針やシリンジ等のワクチンの接種に必要な資材について、県と連携して、市内における事業者に対して、市内在庫の量や今後確保可能な数量の見込みについて調査する。(健康増進課)
- ② 市は、注射針やシリンジ等のワクチンの接種に必要な資材について、国と連携し、接種に必要な量を確保する。(健康増進課)

2 接種体制

(1) 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。また、市は、県が大規模接種会場を設置し、接種を行う場合、その実施に協力する。(健康増進課)

(2) 接種体制の準備

市は、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性やその際の医療提供体制や住民生活及び社会経済活動の状況を踏まえ、特定接種又は住民接種の実施を見据え、国が整理する接種の優先順位の考え方をもとに、接種体制等の必要な準備を行う。(健康増進課)

第3節 対応期

1 ワクチンや接種に必要な資材の供給

(1) 計画的な供給の管理

市は、ワクチンや接種に必要な資材の供給量に関する計画を策定するとともに、国が一括してワクチン、注射針、シリンジ等の供給を担う場合には、当該ワクチン等が円滑に供給されるよう国の流通管理に協力する。(健康増進課)

(2) ワクチン等の流通体制の構築

- ① 市は、県及び事業者と連携し、ワクチン等を円滑に流通できる体制を構築する⁶⁵。(健康増進課)
- ② 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行い、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割当量の調整を行う。(健康増進課)
- ③ 市は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割当てを行う。(健康増進課)

2 接種体制

- ① 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。(健康増進課)
- ② 市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように、国、県及び医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。(健康増進課)

(1) 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定⁶⁶した場合において、市は、国及び県と連携し、国が定めた具体的運用⁶⁷に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員等を対象者に、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康増進課)

(2) 住民接種

ア 予防接種の準備

市は、国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。(健康増進課)

⁶⁵ 予防接種法第6条

⁶⁶ 特措法第28条

⁶⁷ 備蓄しているプレパデミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを用いる。発生した新型インフルエンザに対する有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いる。また、病原性が低く、特定接種を緊急的に行う必要がないと認められる場合においても、医療関係者に先行的に接種を行う。

イ 予防接種体制の構築

市は、住民全員が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制を構築する。(健康増進課)

ウ 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。(健康増進課)

エ 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。(健康増進課)

オ 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国が準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。(健康増進課)

3 健康被害救済等

(1) ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

市は、ワクチンの安全性について、最新の科学的知見や海外の動向及び国から提供される予防接種後の副反応疑い報告等で得られる情報を踏まえ、適切な安全対策や住民等への適切な情報提供・共有を行う。(健康増進課)

(2) 健康被害に対する速やかな救済

市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。(健康増進課)

4 情報提供・共有

- ① 市は、国及び県と連携し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者⁶⁸、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。住民等が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う。(健康増進課)

⁶⁸ 医学的理由等による未接種者等がいることについて留意が必要である。

- ② 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種状況、接種方法、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法、各種相談窓口等の情報等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民等への周知・共有を行う。（健康増進課）
- ③ 市は、パンデミック時には、定期の予防接種の接種率が低下することによるまん延が生じないようにする必要があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。（健康増進課）

第6章 保健

目的

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、市は、市内の感染状況や医療提供体制の状況等を把握し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、住民等への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、市は、県が、市町村の区域を越えたまん延の防止に向け、新型インフルエンザ等の発生時における総合調整権限・指示権限を行使することを想定しつつ、平時から県との連携を深める必要がある。

なお、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、保健所における業務負担の急増が想定されるため、市は、県及び地域の関係機関と連携して感染症危機に対応する。

第1節 準備期

1 人材の派遣協力体制の検討

市は、県から保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するために応援派遣の要請があった場合に備え、人材の派遣協力に関する体制を検討する。（人事課、健康増進課）

2 多様な主体との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県、保健所、地域医師会及び消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

また、市は、陽性者等が自宅や宿泊療養施設で療養する場合の外出自粛要請、健康観察⁶⁹の実施等への協力体制を整備し、県と連携し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。（健康増進課）

⁶⁹ 感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めることをいう。以下同じ。

第2節 初動期

1 有事体制への移行準備

- ① 市は、県から応援派遣の要請があった場合に備え、人材の派遣協力に関する準備を行う。(関係課、人事課、健康増進課)
- ② 市は、陽性者等が自宅や宿泊療養施設で療養する場合の外出自粛要請、健康観察の実施等への協力にかかる準備を行う。(健康増進課)

第3節 対応期

1 有事体制への移行

- ① 市は、県から応援派遣の要請があった場合、人材の派遣等による協力を努める。
(関係課、人事課、健康増進課)
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する住民等の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する⁷⁰。(健康増進課)

2 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県からの依頼により、自宅療養者及び宿泊療養者等に対する外出自粛要請、健康観察の実施等に協力する。(健康増進課)
- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。(健康増進課)

⁷⁰ 感染症法第16条第2項及び第3項

第7章 物資

目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、市における業務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の円滑な実施が滞り、住民の生命及び健康や社会経済活動への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、市は、平時から感染症対策物資等を十分に確保し、備蓄等を推進⁷¹することが重要である。

第1節 準備期

1 感染症対策物資等の備蓄

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する⁷²。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁷³。（危機管理室、健康増進課）

- ② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

⁷¹ 備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意すること。

⁷² 特措法第10条

⁷³ 特措法第11条

第2節 初動期

1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置状況を確認する。(危機管理室、健康増進課)

2 感染症対策物資等の使用の準備

- ① 市は、全庁における必要な感染症対策物資等に関して調査を行った上で、十分な量を確保する。(危機管理室、健康増進課)
- ② 市は、感染症対策物資等を必要とする新型インフルエンザ等対策を実施する所掌事務又は業務における、感染症対策物資等の備蓄の使用について準備を行う。(危機管理室、健康増進課)

第3節 対応期

1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

市は新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置状況を確認する。(危機管理室、健康増進課)

2 感染症対策における物資の使用

市は、感染症対策物資等を必要とする新型インフルエンザ等対策を実施する所掌事務又は業務において、計画的に感染症対策物資等の備蓄を使用しつつ、長期的に感染症対策物資等が必要となる可能性を踏まえ、感染症対策物資等の販売事業者にあらかじめ計画的に発注する等により必要量を安定的に確保する。(関係課、危機管理室、健康増進課)

3 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国や県、指定（地方）公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める⁷⁴。(危機管理室、健康増進課)

⁷⁴ 特措法第51条

第8章 住民生活及び地域経済の安定の確保

目的

新型インフルエンザ等の発生時には、住民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、住民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は、平時から、新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や住民等に感染対策等の必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、住民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行い、事業者や住民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

また、市は、新型インフルエンザ等の発生及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、事業者や住民等に対して、必要な支援及び対策を行う。

第1節 準備期

1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、住民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係部局間並びに県と国及び市との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各部局は関係機関との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。(全庁)

2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。(関係課、行革・DX推進課、市民協働推進課、地域包括ケア課、高齢者安心課)

3 物資及び資材の備蓄

① 市は、市行動計画に基づき、第7章第1節(「物資」における準備期)で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する⁷⁵。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁷⁶。(関係課、危機管理室、健康増進課)

② 市は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(健康増進課)

⁷⁵ 特措法第10条

⁷⁶ 特措法第11条

4 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。（危機管理室、地域包括ケア課、健康増進課）

5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

- ① 市は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。
（危機管理室、健康増進課）
- ② 市は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局や関係機関等との調整を行うものとする。（危機管理室、市民課、健康増進課）

第2節 初動期

1 生活関連物資等の安定供給に関する住民等及び事業者への呼び掛け

市は、県と協力して、住民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の生活との関連性が高い物資又は経済生活上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、必要に応じて事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。（健康増進課、産業政策課）

2 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（危機管理室、健康増進課）

第3節 対応期

1 住民生活の安定の確保を対象とした対応

(1) 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（地域包括ケア課、高齢者安心課、介護保険課、こども政策課、こども支援課、健康増進課）

(2) 生活支援を要する者への支援

市は、国の要請に基づき、高齢者、障害者等の要配慮者に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（地域包括ケア課、高齢者安心課、健康増進課）

(3) 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限⁷⁷やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（教育総務課、学校教育課）

(4) 犯罪の予防

市は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の収集に努め、広報啓発活動を推進する。（危機管理室）

(5) 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、必要に応じ、県と協力して、住民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。（産業政策課）
- ② 市は、住民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（産業政策課）
- ③ 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民等への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民等からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（産業政策課）
- ④ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。（関係課）

⁷⁷ 特措法第45条第2項

- ⑤ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる⁷⁸。(関係課)

(6) 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。(健康増進課)
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。(健康増進課)
- ③ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力をを行う。(健康増進課)
- ④ 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(健康増進課)
- ⑤ 市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。(健康増進課)
- ⑥ 市は、万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。(健康増進課)
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられることから、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。(市民課、健康増進課)

2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

(1) 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、住民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。(環境森林課、産業政策課、観光課、農政課)

(2) 住民生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。(総務経営課、業務課)

⁷⁸ 特措法第59条

3 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた住民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱（ぜいじゃく）な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。（関係課、地域包括ケア課）

用語集

用語	内容
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起らないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生状況に関する事実、対処に関する全般的な方針及び対策の実施に関する重要事項を定めたもの。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

用語	内容
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
国立健康危機管理研究機構（J I H S）	国立健康危機管理研究機構法に基づき、内閣感染症危機管理統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025（令和7）年4月に設立された国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
重点区域	特措法第31条の6第1項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
シリンジ	市行動計画においては、ワクチンを接種するために用いる注射器の筒部分のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。

用語	内容
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	医療機関、事業者等を含む住民等が適切に判断・行動することができるよう、市による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。

用語	内容
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。
PDCA	P l a n（計画）、D o（実行）、C h e c k（評価）、A c t i o n（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナは、2023年5月8日に5類感染症に位置付けられた。

